

袖ヶ浦市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により、
住民監査請求に係る監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和4年9月27日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 笹 生 典 之

1 請求人

住所 千葉県袖ヶ浦市
氏名

2 請求年月日

令和4年8月25日

3 請求内容

請求人が主張する事実の要旨及び措置要求は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 袖ヶ浦市南袖市有地企業誘致選定委員会における、公募型プロポーザル方式による借り受け者選定は市プロポーザル方式実施要綱を逸脱し、応募した私企業に有利に選定したもので、市所有の公有財産の活用を大きく損なうものであった。その選定結果は、行政処分につき重大かつ明白に市要綱の趣旨に違反するものである。

イ 南袖市有地は火葬場建設を目的に取得した土地であって、明白に火葬場建設用地という行政目的を喪失した場合以外貸付け等はできない。行政財産である火葬場建設用地を公募により公用又は公共性を持たない私企業の事業目的に貸し付けた行政処分は、地方自治法第238条の4の規定に反するものであり違法である。

(2) 措置要求の内容

行政財産である土地の貸付契約（定期借地権設定契約）を無効とし、土地を原状回復し、公用又は公共性のある活用を見出すべきである。

(3) 事実証明書

- ア 土地賃貸借契約に至る経緯
- イ 土地売買契約書
- ウ 南袖市有地買受者決定について（ホームページ掲載内容）
- エ 事業用定期借地権設定契約覚書（抜粋）
- オ 事業用定期借地権設定契約公正証書（抜粋）
- カ 令和4年6月議会会議録（抜粋）

4 請求書の要件審査

(1) 監査請求期間について

請求人は、行政財産である南袖市有地の貸付けについて、地方自治法第23

8条の4の規定により違法であり、南袖市有地の公募型プロポーザル方式による借受け者の選定は、公有財産の活用を大きく損なうものである。また、行政財産である火葬場建設用地を公募により、公共又は公共性を持たない私企業へ事業目的に貸付けた行政処分は重大かつ明白な瑕疵であるため請求期限の経過については、「正当な理由」に該当すると主張している。

地方自治法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」があるときは、住民監査請求の1年の請求期限が法律関係の早期安定を図る趣旨であると考えられることから、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に住民監査請求をした場合をいうと解するのが相当である（最高裁平成14年9月12日判決参照）。

また、財務会計上の行為が記載された公文書が情報公開制度等により閲覧可能な状態になった場合には、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解するのが相当である（東京高裁平成19年2月14日判決参照）。

本請求については、南袖市有地の公募型プロポーザル方式による借受け者の決定後にはホームページにより公表されており、また、土地の貸付契約の締結日には袖ヶ浦市情報公開制度により閲覧可能な状態となっていたことから、請求期間中に請求人が情報公開請求をすれば当該行為の存在及び内容について住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたものである。

本請求は、上記閲覧可能な状態となった日から5年以上経過していること、及び、請求人は、本請求に関する質問や資料交付を受けるなどして、情報入手し、以前から南袖市有地が普通財産である事実を認識していることから、「正当な理由」がなく請求期限を経過しているため、監査請求の要件を満たしていない。

（2）損害発生の可能性について

請求人は、行政財産である南袖市有地の貸付けについては、地方自治法第238条の4の規定に違反するものであり、行政財産を一企業の事業活動に使用されていることは、市民の福祉、文化の向上の機会を失ったと主張している。

しかしながら、南袖市有地は、普通財産であり、同法第238条の4の規定は及ばず、普通財産の貸付けについては、同法第238条の5に規定されていることから、本請求の損害は発生していない。

また、住民監査請求は、市に財産的な損害が発生しない場合は対象とならない（平成6年9月8日最高裁判決）とされていることから、監査請求の要件を満たしていない。

5 監査委員の判断

本件監査請求は、地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠く不適法なものと判断しました。